

報道関係者各位

令和5年11月9日
感染症対策センター感染症対策グループ
感染症対策監 大森 栄治
電話 055-223-1490

山梨県のインフルエンザの発生状況について (峡東保健所管内で警報レベル入り)

令和5年第44週(10月30日～11月5日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

(インフルエンザの定点あたり報告数)
峡東保健所管内：37.29人^{※1}

警報レベル基準値の30.00以上となったことから、峡東保健所管内はインフルエンザの警報レベル^{※2}に入ったと考えられます。

これらの地域で大きな流行が発生していると考えられることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【峡東保健所管内7定点医療機関の合計報告数261人 261人÷7医療機関≒37.29

※2 県内全体で1定点医療機関あたりの報告数が 1.00を超える 流行期入り
保健所管内で1定点医療機関あたりの報告数が 10.00以上 注意報レベル
保健所管内で1定点医療機関あたりの報告数が 30.00以上 警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

| 週 | 山梨県 | 中北 | 峡東 | 峡南 | 富士・東部 | 参考) 甲府市 |
|-------------------|-------|-------|-------|------|-------|---------|
| 44週 (10/30～11/5) | 39.63 | 59.69 | 37.29 | 4.67 | 28.00 | 35.78 |
| 43週 (10/23～10/29) | 29.56 | 37.15 | 28.14 | 5.33 | 22.11 | 35.22 |
| 42週 (10/16～10/22) | 18.34 | 18.77 | 16.57 | 5.00 | 15.44 | 26.44 |
| 41週 (10/9～10/15) | 11.22 | 13.54 | 5.29 | 4.00 | 13.89 | 12.22 |
| 40週 (10/2～10/8) | 9.85 | 12.46 | 5.29 | 1.67 | 10.44 | 11.78 |

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避けるようにしましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ 早めの医療機関の受診をご検討ください。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから5日間、かつ、熱が下がった後2日間(幼児は3日)は自宅で休息を取るようになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。